

「新潟市移動等円滑化促進方針（素案）」に対するパブリックコメントで頂いた市民からのご意見および市の考え方と対応方針

- 『新潟市移動等円滑化促進方針(素案)』のパブリックコメントを、6月17日～7月16日（30日間）実施し、5件の意見を受理
- いただいた意見の概要、意見に対する市の考え方、計画案における対応などを整理

No.	項目	該当ページ	意見	意見に対する市の考え方	計画における対応			備考
					計画ページ	対応箇所	対応する文章	
1	第1章 新潟市移動等円滑化促進方針の策定にあたって ・合理的配慮に関する事項	4	合理的配慮の意味が分からない人がおり、義務化されていることすら知らない人もいます。	本促進方針においても、「合理的配慮の提供」や「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下、共生条例）」の概要を掲載しており、今後とも、市民への周知・啓発に努めていきたいと考えています。	4	—	—	文章の変更なし
2	第1章 新潟市移動等円滑化促進方針の策定にあたって ・新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例について	5	平成28年に施行された条例であるが、いまだに周知不足と言える。もっと学習会など開いたらどうか。	第9章 心のバリアフリー（P128の②学校等における取り組み）に記載のとおり「共生条例」の周知・啓発は大切であると考えており、本方針において条例の更なる周知を図るなど、啓発に取り組んでいく予定です。	5	—	—	文章の変更なし
3	第2章 新潟市の概況 ・高齢者・障がい者へのヒアリング調査について	28	障がい者のヒアリングに精神、知的障がい者の聴き取りもしてほしい。	委員として知的障がいのある方への支援を研究されている有識者に参画していただき、専門的立場として、ご意見をいただいておりますが、本意見について、精神・知的障がい者からの聴き取りなど、今後のヒアリングの際の参考とさせていただきます。	28	—	—	文章の変更なし
4	第6章 移動等円滑化に関する取り組み方針 ・心のバリアフリーについて	67	心のバリアフリーという言葉を知った。小・中学校で啓発授業実施とあるが、父母（家族）に伝わっていただければ良いと思う。	第9章 心のバリアフリー(P.125～128)に記載の通り、ハード面だけでなく市民一人ひとりが心のバリアを取り除き、多様性を互いに理解し支え合う「心のバリアフリー」が重要であり、この内容を全ての市民に理解してもらいたいと考えています。心のバリアフリーに向けた取組としては、これまで「共生条例」周知・啓発をはじめ、パラスポーツ大会など障がい者との交流の実施といったイベント時の取り組みや、学校教育を通じた高齢者や障がい者の疑似体験会の実施などの取り組みを推進してきました。ご意見を頂いた、学校教育を通じた周知・啓発を図りながら、子供から父母（家族）など家庭内でのコミュニケーションを通じた浸透が図られるよう今後も取り組んでいきたいと考えます。	67	—	—	文章の変更なし
5	参考資料 移動等円滑化促進方針策定検討協議会委員	131	委員の中にも、精神・知的障がい者の団体を入れてほしい。これは、障害者権利条例の「私たちのことを私たち抜きで決めないで」の言葉を考えていただきたい。	委員として知的障がいのある方への支援を研究されている有識者に参画していただきましたが、本意見について、精神・知的障がい者の団体からの参画など、今後の委員構成の参考とさせていただきます。	131	—	—	文章の変更なし